

生活環境委員会 請願審査資料

○3年請願第5号

2040年度ゼロカーボン達成に向けた
全市的なエネルギー効率化の取組強化について

1頁

令和3年11月
環 境 局

3年請願第5号

2040年度ゼロカーボン達成に向けた全市的なエネルギー効率化の取組強化について

1 請願事項

- (1) 市の地球温暖化対策実行計画の成果目標として、エネルギー消費量の総量も加えること。
- (2) 家庭部門、事業部門のエネルギー消費量をさらに減らすため、新設だけでなく既存の住宅やビルも含めて、さらに大規模かつ早急に断熱化を進めること。国の基準よりも厳しく定めている山形県や鳥取県の断熱基準を目指すこと。
- (3) 運輸部門のエネルギー消費量を減らすため、徒歩、自転車、公共交通を中心としたまちづくりを進めること。公共交通機関の利用をさらに促進するため、低負担で利用できるようにすること。
- (4) 次期の第10次市基本計画をはじめ、市の各計画の改定に当たって、2040年度ゼロカーボンの達成に資する計画となるよう、環境局として積極的に参画すること。

2 福岡市地球温暖化対策実行計画改定の検討状況

現在、令和3（2021）年10月に策定された国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画を踏まえ骨子案の作成を進めている。事業者・学識経験者・市民等からなる作業部会を経て、今後、環境審議会における審議が予定されている。

3 現在の福岡市地球温暖化対策実行計画におけるエネルギー効率化に関する成果指標

		初期値 (2013年度)	実績 (2019年度)	目標値 (2030年度)
成果指標	1世帯あたりの エネルギー消費量 (GJ/世帯)	27.8	20.2 ▲27%	20.9
	床面積あたりの エネルギー消費量 (GJ/m ²)	0.94	0.78 ▲17%	0.73
参考	エネルギー消費量【総量】(万GJ)	7,914	7,019 ▲11%	
	温室効果ガス排出量(万t)	905	641 ▲29%	

※ GJ [ギガジュール] : エネルギー量を表す単位で1GJは10億Jのこと

1GJは家庭用のドライヤーを30分間使用するのを1年間毎日続けた時のエネルギー消費量に相当

(1ジュールは、1ワットの電力を1秒間流した時の電力量に相当するエネルギー量)

4 住宅・建築物の断熱化

(1) 断熱基準等について

住宅における断熱性能は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、国が地域の気候に応じた基準を設定しており、寒冷地ほど高い基準となっている。(参考 福岡市の断熱基準【UA値^{*}】: 0.87)

ビル等の建築物においては、断熱基準は定められておらず、同法に基づき、国がエネルギーの効率化の指標として、建物全体で使用されるエネルギーの消費性能に関する基準を設けている。

※ UA 値 : 建物外表面から外部に逃げる熱量を示す指標。値が小さいほど熱が逃げにくい。

<参考>山形県と鳥取県の住宅新築等での補助制度

両県では、以下の補助事業において、一定の断熱性能等を条件としている。

	名称	主な内容	補助条件 [*] の断熱性能 【UA 値】	国の 断熱基準 【UA 値】
山形県	やまがたの家 需要創出事業	新築時の住宅ローンの 利子補給等	0.24~0.48	0.56~0.87
鳥取県	とっとり住まいる支援事業	新築、改修時の補助金等	0.23~0.48	0.87

※断熱性能のほか、県産材の使用など複数の条件がある

(2) 国における住宅・建築物の省エネ対策強化の動き

令和3(2021)年10月に国土交通省所管の社会資本整備審議会において、「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について」等の審議が開始された。

【住宅・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する主な審議内容】

- ・ 新築住宅・建築物における省エネ基準への適合の確保
(住宅の断熱基準への適合の義務化 など)
- ・ 省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保
- ・ 既存ストックの省エネ対応等
(省エネ改修の支援や省エネ性能の優れた建物への誘導、断熱改修 など)
- ・ 建築物における再生可能エネルギーの利用の促進

5 環境負荷の少ない交通の利用促進

福岡市では交通に関する基本的指針として「福岡市都市交通基本計画」が、福岡市地球温暖化対策実行計画と整合が図られた内容で策定されている。

「福岡市都市交通基本計画」(抜粋)

【目標像Ⅲ】環境にやさしい交通

環境にやさしい公共交通の利用促進

- 公共交通の利便性向上と利用促進（効果的なパークアンドライドの推進 など）
- 交通体系づくりの戦略的な取組み（様々な関係者による公共交通体系づくりの戦略策定と実行 など）

自転車、徒歩で移動しやすい交通環境づくり

- 自転車利用環境の向上（自転車通行空間の確保 など）
- 歩行者の視点に立った安全・安心な道路整備（生活に密着した道路の歩車分離の推進 など）

環境に配慮した道路交通施策の推進

- 道路交通の円滑化（放射環状型の幹線道路の整備 など）
- 環境に配慮した自動車の普及促進（電気や燃料電池等を活用した次世代自動車・バスの普及促進 など）

このほか、公共交通の利用については、交通事業者において定期券や企画乗車券が発行されている。

6 請願に対する考え方

- (1) エネルギーの効率化の成果指標については、省エネの状況を進捗管理する必要があるため、現在、改定を進めている福岡市地球温暖化対策実行計画においても、家庭部門では1世帯あたりのエネルギー消費量、業務部門では床面積あたりのエネルギー消費量で検討している。

エネルギー消費量の総量については、継続的に把握していくが、再生可能エネルギー由来電力やグリーン水素等の二酸化炭素を排出しないエネルギー源を利用した場合、エネルギー消費量にかかわらず、二酸化炭素は排出されないことから、成果指標としてはなじまないと考えている。

- (2) 住宅・建築物の断熱化については、現在、国において住宅・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する事項の審議が開始されたところであることから、状況を注視し、関係部局と連携して必要な検討を行っていく。

- (3) 環境負荷の少ない交通の利用促進については、現在、改定を進めている福岡市地球温暖化対策実行計画においても、引き続き、取り組む方向性に位置付け、関係部局とともに検討を進めている。

- (4) 地球温暖化対策の取組みは、環境の分野にとどまらず、施策や事業を計画実施するにあたり、市政全般において検討が必要なまちづくりの重要な視点であることから、現在、改定を進めている福岡市地球温暖化対策実行計画の趣旨が各計画に反映されるよう、連携を図っていく。